

国民経済計算調査会議
第4回体系整備検討委員会

平成19年9月20日

内閣府経済社会総合研究所

1. 日時 平成 19 年 9 月 20 日（木） 14:00～16:00

2. 場所 内閣府本府 3 階 特別会議室

3. 出席者

（体系整備検討委員会委員）

貞廣委員長、伊藤委員、河野委員、作間委員、篠塚委員、橋本委員、星野委員、
松原委員

（常時出席者）

舟岡信州大学教授

（経済社会総合研究所）

黒田経済社会総合研究所長、広瀬経済社会総合研究所次長、飛田総括政策研究官、
後藤総務部長、川崎首席主任研究官、大脇国民経済計算部長、長谷川企画調査課長、
二村国民支出課長、二上国民生産課長、百瀬国民資産課長、工藤価格分析課長、
三井地域・特定勘定課長

4. 議事

- （1）体系整備検討委員会の審議経過
- （2）統計法改正について
- （3）国民経済計算の作成基準の設定について
- （4）93SNA改定に向けた動きについて
- （5）今後の審議に向けて
- （6）その他

5. 配布資料

資料 1 体系整備検討委員会の審議経過

資料 2 統計法改正について

資料 3 国民経済計算の作成基準の設定について

資料 4 93SNA改定に向けた動き

資料 5 今後の審議に向けて

参考 1 国連 93SNA 勧告項目に対する我が国の対応一覧

参考 2 1993SNA Rev. 1 に向けた検討項目一覧

参考 3 1993SNA Rev. 1 の構成

○企画調査課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから国民経済計算調査会議第4回体系整備検討委員会を開催させていただきます。

まず、お手元の資料を確認させていただきます。

議事次第、ございますでしょうか。それから、座席表、資料1から5までございます。それと、あと参考1から3という形で配付させていただいております。もし欠けている資料がございましたら、お知らせいただければと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、委員長、議事進行をお願いしたいと思います。

○貞廣委員長 貞廣でございます。本日は委員の皆さんにおかれましては、大変お忙しい中、また大変暑い中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

ところで、先週、たしか12日だったと思いますけれども、国民経済計算調査会議の総会が開催されました。そこでは、事務局の方から2点ほどご説明がありまして、1つは、ご案内のとおりこのたびの統計法の改正によって、10月1日にも内閣に統計委員会が設置されるということが1点。2つ目は、それに伴って、この調査会議は廃止されて、今後は統計委員会においてこのSNAに関する議論が行われるという説明がありました。

そうなりますと、この体系整備検討委員会も今回が最終日となります。ということで、本日は、これまで3回行われた議論をもう一度振り返るとともに、今後新たな統計委員会でSNAの体系整備についてどのような検討が行われるべきか、委員の方々のご意見を拝聴したいということで、今後の検討に資するものとしたいと思っております。

それでは、早速議題の1、体系整備検討委員会の審議経過について、事務局の方からご説明いただきます。よろしく申し上げます。

○企画調査課長 それでは、お手元の資料1に沿いまして、私どもの方からこれまでの体系整備検討委員会の審議経過についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、審議経過ということで、本委員会ですが、ここにごございますように平成16年10月に総会において設置が決議されまして、ミッションといたしましては、先生方にご議論いただいたようにSNAの体系の整備に関する事項について検討すると。当面につきましては、SNAから見た一次統計の改善及び国際的な93SNA改定に向けた対応を中心に検討するというところで、先ほど委員長からお話がありましたけれども、統計改革の根幹、そして、そのエンジンとなりました吉川委員会とかなり問題意識を共有した形で議論を進めさせていただきました。構成員は、以下ここに書いてあるとおりでございます。

3回開催ということで、第1回目でございますが、平成16年11月ということで調査審議の方

向、それから、第2回につきましては、吉川委員会の方の方向についてご報告があり、またそれから今後検討すべき課題、そして推計レビュー、それからあと、かなり個別の話になりましたが、石油公団の備蓄基地の国への継承ということで、格付についてご議論いただきました。それから、あとややターミノロジー的な話として、SNA体系の名称について幾つかご議論させていただいた次第でございます。

それから、第3回でございますが、経済調査等業務の最適化と、それから電子的提供の推進についてと、それから推計レビューの話、そして、平成12年の基準改定の推計方法につきまして、かなり大きな変更がございましたので、それについてご報告させていただいたところでございます。

次のページ見ていただきますと、具体的な内容といたしまして、簡単に整理させていただきました。

まず、第1回目でございますが、本委員会のミッションということで、先ほどご説明いたしました、基礎統計へのフィードバックの話、それから国際的な議論に対応する話、それから、あと基本的な推計方法の話ということで、この際にはサービス分野の統計、それから家計調査等の話とか基礎統計につきましてご議論いただきました。

それから、第2回でございますが、(1)にございますように、経済社会統計整備推進委員会、内閣府に設置されておりましたが、その概要につきましてお話いただき、統計制度の独立性の確保のための委員会での議論の内容や、それから統計の調査の民間開放、それから法制度の話ということで、見直しということで議論を行いました。

そして、(2)にございますように、今後検討すべき課題ということでございますが、なかなか現時点でも未達成のところがございます。

まず、遡及系列の整備ですとか、労働生産性の推計ですとか、それから四半期別GDPの速報、QEでございますが、その推計範囲の拡張につきまして、こちらから説明させていただきました。

これに対しまして、地域ブロック別勘定の研究の推進ですとか、それから地域別の環境サテライト勘定の研究の推進、それからストック統計の、日本が一番弱いと言われているところですが、その整備についてのご要望をいただき、それに関連する議論が行われた次第でございます。

そして、(3)でございますが、国民経済計算の推計レビューということで、やはり各国同様レビューが必要ではないかと。SNAのさらなる改善、それから透明性という観点から、さ

まざまな課題がございます。それについての意見募集も始めたところでございますが、まずそれについての説明をさせていただきました。

これに関しましては、過去の統計データの掲載について委員よりご要望があったということで、現時点ではホームページにございますように、過去のデータを、いわゆる統計の履歴みたいな形で掲載されている次第でございます。

それから、(4)でございますが、このストック統計の中で、制度的な問題となりました石油公団の格付の問題がございます。ここににつきまして議論をいただいた次第でございます。

それから、第3回でございますが、(1)をごらんいただきますと、統計調査、これの最適化というものがやはり緊急の課題となっておりますが、その話と、それから電子的なデータの提供ということで、総務省の統計局よりこの最適化計画の話、あと用語の標準化の話ですとか、それからデータのアーカイブ化、そうした話につきまして議論を行った次第でございます。

それから、3ページ目であります。国民経済計算の推計レビューの検討状況報告ということで、第2回目につきまして、事務局より一般利用者、それから国際機関から指摘されている推計上の課題について説明させていただき、特にG F S、政府の勘定になりますが、それにつきまして、日本はかなりおこなっている立場にございます。それにつきましてのご議論をいただきました。

それから、最後でございますが、平成12年基準における主な推計見直しということで、事務局の方から実質化につきましても連鎖というかなり大きな推計方法の見直し、それから、一方で連鎖方式の問題点ということで、残差の問題とかいろいろございますが、そうした形でいろいろ問題があるというご議論をいただき、また帰属家賃等の推計方法の見直し等大きな推計方法の変更につきましてご議論いただいた次第でございます。

簡単でございますが、以上で審議経過につきまして説明させていただきました。

○貞廣委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に対してご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。もし何かあれば、後ほど遠慮なくご発言ください。次の議題に移りますので、第2の議題で、今回の統計法の改正について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○企画調査課長 それでは、恐れ入りますが、資料2をごらんいただきたいと思っております。多くの先生方、もう既にご存じのことと、話ばかりで恐縮でございますが、改めて簡単に説明させていただきます。

統計法の改正についてということで、統計法、今回60年ぶりに改正ということで、5月に公布された次第でございます。これまで統計改革ということでご議論いただいたところをこうした形で集約されたということで、幾つかのポイントをここに掲載しております。

まず、統計法のポイントということで、一番上に書いてございますように、これまでどちらかといえば、統計というのは行政のための統計という整理と申しますか、そういうような考え方のもとで作成されてきたものから、やはり社会の情報基盤、社会のインフラとしての統計という、そういうような認識でのこれからの整備と作成ということが重要であるというような形で、方向転換する必要があると、そうしたその時代背景、問題背景が根本的にあったということでございます。

具体的なその検討の背景ということでは、まず内閣府の、先ほど話がありましたが、統計制度改革検討委員会、これにおきましては統計の体系的整備、それからあと日本のように分散型の統計機構、この中での統計司令塔機能の強化をいかにすべきか、そういうようなご議論がございました。

それから、総務省の方では、統計法制度に関する研究会ということで、統計調査、調査統計の民間委託の推進ですとか、それから統計データの二次的利用の促進というものが検討されました。

今回、その概要に書いてございますように、公的統計の体系的かつ効率的な整備、その有用性の向上のために統計の整備に関する基本的な計画をつくろうと、それがやはり大きな柱になっているということでございます。それから、あと統計データの二次的利用を促進することと、これがやはりこれからの、特に学会からの要求、それから統計の利用という観点から必要であろうということで、こうした内容としますと、統計法の全部改正が行われることになりました。

3つの柱でございますが、まず1つ目でございます。繰り返しになって恐縮ですが、まずは公的統計の体系的整備ということで、施策の総合的かつ計画的な推進という観点から、やはり基本的な計画を策定する必要があると。これは、最終的には閣議決定という形で、強力で推進する必要があるということでございます。

それから、あと統計調査によらない統計を含め、作成方法に関する規律を整備すること、それから、公的統計、その根幹をなす基幹統計、法律の中では国民経済計算は基幹統計として位置づけられておりますが、それと、それ以外の統計に区分して規律を整備するというところでございます。

それから、2つ目でございますが、統計データの利用促進と秘密の保護ということで、やは

りニーズが高くなっております調査票情報の二次利用、その整備ということで、委託に応じた集計による統計の提供、それから、匿名性の確保を措置しつつ統計データを利用すると、そうした規定を整備するというような内容になっております。

それから、3つ目でございます。これは国民経済計算調査会議と関係するところも、統計委員会の設置ということで、公的統計を総合的かつ体系的に整備するため、基本計画案について調査審議等を行う統計委員会を内閣府に設置するというので、10月1日を目途に設置する予定ということでございます。

注にございますように、移行と暫定期間ということで、この本格施行の前に、やはり基本計画をつくって円滑な本格施行を迎えるということで、統計委員会につきましては、基本計画の審議等10月からスタートすべく、統計委員会をスタートさせるということでございます。

それから、2ページ目ではありますが、国民経済計算に関する規定でございますが、国民経済計算に関する条文が新たに設けられたということでございます。

まず1つ目は、基幹統計として位置づけ、それから、2つ目といたしましては、作成基準の設定につきましてはの規定、それから、③といたしましては、統計委員会の意見を聴くということを柱としております。

こうしたことによりまして、国民経済計算の位置づけを明確化すると、それから作成基準というものを設定することによって、その中立性、客観性をより高めるということで、SNAの位置づけということがかなり明確な形で法律の中で定められたということでございます。

具体的な条文につきましては、下半分のところに書いた次第でございます。

それから、3枚目ではありますが、調査会議の今後ということで、先ほど委員長の方からお話があった内容でございます。新しい統計法で統計委員会が内閣府に設置されるということで、ここでは先ほど申し上げたような基本的な計画案の調査審議、国民経済計算の作成基準の設定の調査審議、それから基幹統計の指定の調査審議とか幾つかございますが、国民経済計算会議につきましては、やはりきちっと統計委員会にその機能を承継することとさせていただき、国民経済計算の質を高めるということにさせていただきたいというふうに考えております。具体的な内容につきましては、下半分に書いてございます。

簡単でございますが、統計法の改正につきましては、以上でございます。

○貞廣委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ございますでしょうか。篠塚委員。

○篠塚委員 2ページにございます2の国民経済計算に関する規定の③でございますが、「作

成基準の設定・変更にあたって、統計委員会の意見を聴くこと」、そして「公示することを義務づけ」と書いてありますが、この「統計委員会の意見を聴くこと」ということはどの程度のことを意味するのでしょうか。次のページの3ページのときには調査会議の今後ということで、いろいろ、例えば「基幹統計の指定の調査審議」とか、こういう言葉もあるのですが、先ほど言いました2ページのところの「統計委員会の意見を聴く」という範囲といいですか、厳しさといえますか、どんなふうになっているのかがちょっとイメージわからないので教えていただきたいと思います。以上です。

○企画調査課長 まだこれから統計委員会でご審議があるかと思いますが、結局、あくまでも統計委員会の意見を尊重しつつ、作成するのは内閣総理大臣ということでございますので、その範囲の中で統計委員会の、範囲と言えはちょっと失礼になりますけれども、十分にご審議いただいて、その透明性の中でご議論いただきますので、その中で、我々SNAを当局として作成いたします。そこについて、まず作成基準というのが具体的な内容もまだ決まっておられませんので、どこまで先生のおっしゃるような縛りといったところというのは、ちょっとお答えすることができないんですが、そこはやはり透明性の中で意見を聴くということで相当の部分というのは、賛成するなり、反対するなり、そこは明確な形でお聞きするという形になろうかと思えます。

○篠塚委員 今質問いたしました③の今の文章の最後の「義務づけ」というのは、「公示」のところだけにかかる言葉でしょうか。「統計委員会の意見を聴くこと」にもかかる言葉でしょうか。「統計委員会の意見を聴くこと、公示することを義務づけ」。

○企画調査課長 両方ですね。

○篠塚委員 両方かかるんですね。

○経済社会総合研究所長 恐らく資料3をごらんいただいた方が、資料3の1ページ目の統計法第6条の中で、その3項と、「意見を聴く」云々というのは1項、2項に関係してくると思います。

○篠塚委員 はい、わかりました。

○河野委員 関連でよろしいですか。次の資料3のところでも聞こうかと思っていました。今の、結局作成基準というふうになりますと、企業会計の分野では多分会計基準のようなものじゃないかというふうに理解しています。多分そうなるのかなりの関心をおぼえてはいるかと思われませんが、この作成基準の設定主体といえますか、それは、法律によりますと、これは内閣総理大臣が主体ということになるんですね。総理大臣が統計委員会の意見を参考にして設定す

るといふ、そういう理解ですね。後ほどまたほかの点で聞きたいと思います。

○貞廣委員長 諮問・答申になるんですか。

○篠塚委員 そうは書いていないですね。

○貞廣委員長 そこは書いていない。

○篠塚委員 書いていないですね。

○経済社会総合研究所長 いや、そのとおりですよ。

○篠塚委員 この諮問・答申という、いいんですか。

○経済社会総合研究所長 答申というようなことになると思います。

○篠塚委員 やっぱ統計委員会にかけて諮問、そうですか。

○経済社会総合研究所長 諮問して、統計委員会がそれを答申……

○篠塚委員 そうですか。それでは、随分イメージわかりました。先ほどのちょっとわからなかったんです。わかりました。

○貞廣委員長 どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員 あるいはこれ、国民経済計算調査会議の機能が統計委員会に行くわけですから、今と同じような考えでもよろしいんじゃないでしょうかね、内容的にはですね。

○経済社会総合研究所長 内容的には、その審議を経て答申案をつくって諮問にこたえるという形になるだろうと思います。

○伊藤委員 ちょっとよろしいですか。

○貞廣委員長 どうぞ。

○伊藤委員 統計法のポイントをお伺いしまして、ただ単に文言だけの話ですけれども、それで、今度の統計法の改正は、もともと統計調査法であったものを本当の意味の統計法にしたという意味で、非常に意義あると思ひまして、それで、特に1番目に統計調査にはない統計、業務統計ですね、あるいは行政上からやる統計、それから、もう一つはやっぱり加工統計についても範囲広げたと思うんですね。その加工統計の最大のものが国民経済計算であって、これがもうちょっと本当はポイントのところに入れるべきだろうと私は思うんですね。それは、もちろん次のページに書いてあるわけですが、ほかの資料みんなこうなっているんで、何で国民経済計算を入れるということをどの資料にも余り出していない、不思議に思っているんですが、本当その方がはっきりしていると思ひますね。何も国民経済計算だけじゃなくて、加工統計もみんな入れたわけですからね。これも網がかかったというのは非常に意義があると思うんですね。それから二次利用と、そのぐらいでしょうかねと思ひましてですね、ただ単に中身

が。

○経済社会総合研究所長 おっしゃるとおりで、多分従来の統計法が調査統計中心の対象だったのを、今度は調査統計もちろん含みますが、国民経済計算含む加工統計まで範囲を広げるといことで、従来のいわゆる指定統計、承認統計、届出統計という枠を外して基幹統計と一般統計に区分けたわけですので、統計法の中ではっきり基幹統計というふうに最初から明記しているのは、国勢調査と国民経済計算の2つでございます。

○貞廣委員長 作間先生。

○作間委員 2点発言させてもらいたいと思います。

1点は、篠塚先生のご質問と同じような趣旨なんですけれども、実は総会で、この「意見を聴く」というのはどういう意味かということで、公聴会みたいなものかというふうに伺ったんですけれども、「司令塔」という言葉が言われていて、新しい統計委員会は、例えば日銀でいえば日銀政策委員会のようなボードになるのではないかというイメージをちょっと持っていたんですが、そうではない、要するに審議会なんだというふうに思っていてよろしいのかどうか。

それから、もう一点ですけれども、近ごろはやりの「民間委託の推進」という言葉が統計法にもあるようで、統計関連業務全般の民間委託、いろいろと行われていて、内閣府のさまざまな業務でも民間委託していることを知っておりますけれども、問題も十分あるということは把握しながら考えていただきたいと思います。

例えば、現在ではサテライト勘定ほとんど民間委託でつくられていると。それで、人員が足りないからしょうがないという側面があることは十分自覚した上で言いますと、失ったものも多いのではないかと。要するにサテライト勘定というのは、将来体系につけ加えられるべき付加的な部分、研究対象なんですね。そのサテライト勘定業務を行うことによって、その研究をすることができる。民間委託してしまうと、その研究を内閣府本体でできない。ということは、ある種の情報の非対称性を政府の予算を使って作り出している、請け負った民間業者を情報上の優位者に置いているわけですね。つまり、あるサテライト勘定をつくろうと思ったら、ある特定のシンクタンクに任せっ放しになる可能性が高いという危険性を持っているわけですね。

統計調査に限定しましても、いろいろな問題点は、アカデミックな立場から統計関係の各学会からいろいろな発言が行われていることはご承知のことと思います。

例えば、それは公的統計に対する国民の信頼に何か障害を発生させるのではないかという疑問があります。国民が統計調査に協力するのは、国民としての義務としてやっていると思いま

すけれども、真ん中に利潤を追求する業者が入り込むということに、何か割り切れないものを感じる点もあります。何者がやっている統計調査だかわからないというようなことですね。

例えば、従来でいえば指定統計とか、ある範囲のものは民間委託は行わないみたいな考え方というのが言えるのではないかというふうに思っております。

○経済社会総合研究所次長 2点ご質問があったかと思えます。

第1点の方の「意見を聴く」という考え方なんですけれども、行政組織法上、例えば公正取引委員会のような委員会は、3条機関と言われていまして、決定事項、要するにみずから決めることができるといわれます。諮問なしにみずから決めることができるという組織です。統計委員会の場合には8条組織と呼ばれていまして、諮問者は、例えば統計の所管大臣である総務大臣であったり、内閣総理大臣がSNAの推計方針を定めるとき、専門家の立場から追加すべき意見があるかどうかという形で意見を聞く機関になっています。

ただ、統計委員会の委員会と称するもう一つの点ですけれども、行政組織法の中では、審議会と比べ、委員会が少し格の高い組織であるというニュアンスがあるのだそうです。ですから、統計委員会が内閣府に置かれていて、内閣府の権能である政府部内の総合調整も活かすつもりで、3条機関と8条機関の間ぐらいの心づもりで、機能を果たすのが望ましいのではないのでしょうか。ある程度のイニシアチブがとれるような形の審議会組織、行政組織法上の言葉では表しにくいのですが、望ましい権能を果たせるようにできないかなというところを模索すると思えます。

第2点の方の民間委託なんですけれども、これは基本的に発注者側の問題もかなりあるかと思えます。もう一つの受注者側の問題は、作間先生がおっしゃるように、利潤追求であると同時に効率追求というところもありますので、統計の質から言えばその兼ね合いの問題があるかと思えます。ですから、統計を民間に委託することで今問われているのは、マーケットを利用する場合、必ずいろんな弊害が起こるであろうと想定した上で、どのようにすれば効率性を上手く取り入れられるかにあると思えます。やはり害を少なくし益をとるための試行錯誤が続くんだと思えます。そのプロセスで、統計が劣化しないようにする発注側の努力が求められていると思えます。

委託研究に関しても同じで、委託する側の方にイニシアチブがあると思えます。全容を自ら把握した上で必要な部分を抜き出して発注する、委託するという作業が必要だろうと思えます。

○貞廣委員長 時間の関係で、今既にもう出ております作成基準云々の話もありですね、議題3の方を先説明していただいて、それでまたご質問、ご議論等していただきたいと思えます。

じゃ、よろしくをお願いします。

○企画調査課長 それでは、資料3をお開きいただきたいと思います。

国民経済計算の作成基準の設定についてということで、これこそ今後統計委員会におきましてご議論されるということだと思いますが、内容につきまして、どのような、とりあえず今国民経済計算において規定されているのかという観点からちょっと整理させていただきました。

今回、作成基準ということで、ちょっと背景に戻っていただきますと、作成基準を統計委員会の意見を聞いて定める、今お話あったところでございますが、事務局といたしましては、現在の当委員会に相当する専門調査会なりを委員会の下に設置してご審議いただければなどというふうに考えておるところでございますが、2を見ていただきますと、まず国民経済計算につきましての法律における規定ぶりでございます。

内閣総理大臣は国連の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも1回、国民経済計算を作成しなければならないということでございます。

それで、2項といたしまして、内閣総理大臣は、作成基準を定めるというときは、あらかじめ統計委員会の意見を聴かなければならない。また、これを変更するときも同様と、そして、第3項といたしましては、内閣総理大臣は、作成基準を定めたときは、これを公示しなければならない。変更したときも、これと同様ということでございます。

ややちょっと解釈的なところで、①というふうに整理させていただいたんですが、ここにおきます国民経済計算ということでございますが、これはもう先生方ご存じ、あるいは認識共有されていると思いますが、一国の経済循環の全体把握ということを目的として作成されている経済統計ということで、現在は93SNAと称しておりますが、93年に国連統計委員会で採択されたものが国際的な基準となっているということでございます。

また、法律上でございますが、国民経済計算につきましては、内閣府の設置法におきまして「国民経済計算に関すること」ということで、内閣府がいわば作成するものが国民経済計算であり、その内容といたしましては、国民経済計算確報、それから速報を示しているというふうに整理されるのではないかと考えております。

それから、あと基準に準拠という意味でございます。2ページ目でございますが、国連の定める体系に関する基準ということでは、先ほど申し上げましたように93SNAということだろうと思いますが、この93SNA、これはまさに世界各国がさまざまな経済発展の段階で適応、対

応できるように、フレームワークとしては非常にベーシックなものということで、それぞれの国が経済実態とか、それから統計整備の状況に応じて対応することになっている、非常にフレキシブルなものになっているということでございます。

もちろんその望ましい概念、コンセプトが示される一方で、やはりそれに適応する、それをコンパイルする十分な統計がないという場合には、容認し得る概念が示されているという、そういう整理ではないかと思っております。

そして、93SNAを各国が適用する際には、示された選択肢のいずれを選択するのか、あるいはそのどの部分については適用するとか、あるいはしないとか、そういうような決定がやはり必要になってくるということで、基準については準拠ということでは整理できるのかなというふうに思っております。

それから、③であります、作成基準において規定する内容ということで、どこまでを作成基準ということ、これからまさにご議論をいただくというふうに思っておりますが、統計作成のために必要な概念に関するものを想定しており、例えば具体的な手法、季節調整のやり方とか外挿の仕方とか、そういうものというのは、恐らく想定していないのではないかと。それから、基礎統計の種類として、例えば、需要側のデータはこれを使わなければいけない、あるいは供給のデータについてはこれを使わなくてはいけない、そういうような基礎統計の種類等の選択につきましては、恐らく想定していないというふうに整理されると思います。

具体的には、作成基準については、93SNAに想定されるような勘定体系のあり方とか制度部門のあり方とか、勘定の規則とか、生産や資産の境界とか、そうした基本的なフレームワーク、そういうものが、あるいはその導入すべき概念というものを、整理を想定しているということで、今後の統計委員会におけますご議論を待ちたいというふうに思っております。

以上でございます。

○貞廣委員長 ありがとうございます。それでは、引き続き、ただいまの説明に対してご意見、ご質問をお願いします。

○河野委員 私もこの作成基準をつくるということで非常に高い関心を持っております。企業会計の側から国民経済計算の研究してきたんですけれども、93SNAの中にはかなり企業会計的な考え方が随分取り込まれて、勘定記録のルールなんかはかなり企業会計的かなと思います。

そういうことを念頭に置いて、作成基準ということが今度公表されますと、従来の国民経済計算に関心を持っておられた方々以外の方も、会計として見るようになるところがあるんじゃないか。その場合に、今のようなことを念頭に入れて、3つぐらい質問があるんですが、これ

までは、内部的なルールで国民経済計算年報っていうんですかね、つまりSNAに従っていますと言うけれども、必ずしもそうでなくて日本独自のもあるわけですから、やっていた。それは、これまではどういうふうに、どんな考え方で、あるいはルールで作成していたのかということが1つです。

それから、基準を作成するということですが、日本の独自の考え方も入れることができるようなSNAは柔軟体系ということでありますが、多分国際比較ということが重視されるだろうと思いますが、そうなるとう崩せないところというのがあるんだろうと思うんですね。つまり、SNAの標準をそのまま取り込むっていいですか、必要があるんじゃないかと思いますが、これは基準作成のときに重視するところで、日本独自のものとうでないものと分ける必要があるんじゃないか。

企業会計の方でいいますと、日本独自の会計ルールがあつて、しかし、一方企業の活動が世界的に活動すると、共通の財務諸表をつくってくれと、株主といひますか投資家は世界で共通のルールのもとの財務諸表を見たいということで、財務諸表のといひますか、会計基準のコンバージェンス、以前は調和化ということで、何となく整合性がとれていればいいかなと、今度は一つの基準の方に収れんするという話でありますから、マクロといひますか、国民経済計算の場合、SNAという一つの基準がありますから、それを柔軟対応といへども収れんするような方向で、とりあへずは個々の国の特徴を生かしながらでありますか、最終的には収れんするような方向できるような形のものが必要なのではないかといひのが意見といひるか質問です。

それから、3番目は、SNAといひますか、国民経済計算も広い意味での公会計といひうふうに理解されます。ですと、公会計、政府会計の今公会計改革といひことが言われて、公会計の会計基準として最初にできたと思われますが、独立行政法人の会計基準といひのがもう既にできています。それから財務省の方では、国の貸借対照表といひようなことを進めておりますが、それから、総務省の方では地方自治体の会計の基準みたいなことも考えると、こひうのがみんなばらばらで進んでいくと、最終的にSNAに集約されてくるといひようなことにならうかと思ひますが、こひう政府の他機関との意見交換といひんですかね、こひうようなことも考へておく必要があるのではないか。これは質問といひより意見といひことであります。以上です。

○貞廣委員長 ありがとうございます。大変重要なポイントをおっしゃっていただきましたが、いかがですか。

○企画調査課長 まず1つ目でございますが、まさにこひうようなルールで基準が設定され

たということでは、先生方にもご参加いただいた形で、例えば93SNAを導入する際には国民経済計算調査会議、これが一つ一つですね、もちろん下に部会を幾つか設定いたしまして、オープンな形で導入できるもの、あるいは導入できないもの、あるいは後ほどちょっと言及させていただきますが、例えばどういう理由で導入できないかと、そういうような整理をさせていただきつつ、導入した。我々が勝手に、事務当局、役所側で設定したというわけではございませんが、一応その調査会議に諮りながらある意味設定してきたということでございます。

それからあと……

○河野委員 すみません、その設定されたものは何ですかね。ルール集とかマニュアルという形で残っているということですね。

○企画調査課長 はい、それは残っています。

○河野委員 体系的にですね。

○企画調査課長 それは整理したものは、冊子としては残っております。

それから、2つ目の独自の考え方、つまり各国で、体系自体がそういう導入についてはフレキシブルというか、ということで、国際比較の点で問題ではないかということで、実を言うと、②と③、②と③というんですか、先生のですね、非常に連関していると思ひまして、後ほど説明いたします93のリビジョン1、改定、今回されるわけですが、それというのは、まさに先生がおっしゃった経済のグローバル化の中の動きに後押しされた形で、特にその企業会計、それからあと、もう一つ公会計、まさにこの2つが今回93SNAの改定と申しますか、大きなエンジンになったということだと思ひます。

ですので、先ほど先生がおっしゃったハーモナイズから取れんというような、コンバージョンですかね、そちらの動きとしてですね、やはり我々もそのリビジョン1について適切に対応しなければならない。国際的なハーモナイゼーションというのは、フレームワーク、BOPも含めてそうしたフレームワークに準拠した形で対応していかなければならないし、その点につきましても統計委員会の方でもご議論がなされるというふうに思っています。

○経済社会総合研究所長 第1、第2、第3、すべてに関係すると思うんですが、国民経済計算会議と今回の統計委員会の中での国民経済計算に関するご議論というのは、基準を設定して総理大臣に答申をしなきゃいけない。その前に基本計画というのがありまして、その基本計画そのものは国民経済計算を含むすべての日本の統計体系についての体系化と基本計画をつくっていくということ。それ自身が閣議決定になるというのはかなり重いついておひまして、その計画に従って国民経済計算も整備をしていくということになると思ひます。

それで、先ほど次長からご案内いたしましたように、審議会の1つ、もしくは審議会よりもちょっと格が高いというか、もう少し意見を述べることができる委員会でございますけれども、あくまでこれ法施行型の委員会ですので、これ自体が決定権を持っているわけではないんです。したがって、基本計画の決定は答申をして、それを閣議が決定するということになると思います。

ただ、もう一つ条項がありまして、決定された内容についてフォローアップをすると、しなければいけないということがありまして、フォローアップをしてそれについての意見も委員会は述べるができるということになっていますので、基本計画で取り決めたことがうまくいかない、もしくは変に運用されたということに関しての意見は述べるができるということ、少し違った意味での拘束力があるんじゃないかというふうに思います。

それから、国連の基準なり何なり、国民経済計算についてそれをどういうふうに国内的に対応していくかというのは、これ国内の業態が必ずしも各国共通じゃございませんから、いろんな意味での違いがあるわけで、国民経済計算という目的に即してどういう形でやれば、日本の場合一番ふさわしく国民経済計算の役割が果たせるかということから、基準に準拠して国内の基準をつくっていくということになろうかと思えます。

そうした段階で、多分私の理解では、完全に企業会計と国民経済計算が1対1対応しているわけではなくて、いろんな意味で、企業会計の役割と国民経済計算の役割というのはおのずと違うところもありますので、そこに矛盾がないようにそれぞれの役割が果たせるような体系をご議論してつくっていただくということになろうかと思っています。

○河野委員 お答えいただいたような方向でやっていただければ結構だと……

○貞廣委員長 ほかにございますか。どうぞ、篠塚委員。

○篠塚委員 確認なんですけれども、この③の作成基準において規定する内容に書かれているところなんです、ここでは統計法でこのように想定してあるという書きぶりになっていますが、想定しているということと、きちんと書き込んであるかがちょっとわからないので確認なんです、この文章3行ほど読みますと、例えば季節調整法とか連鎖方式に変えるとか、デフレーターについてちょっと違ったものを採用するとかというような、推計手法の選択に関するものは想定していないというふうに今読み取れますので、それは統計法の中では読み取れるように書かれているのか、本当にそのような考え方を、こちらの役所の方で書いているのか、ちょっと確認したいと思います。

○企画調査課長 この文言につきましては、もちろん役所の方でも想定を書かせていただいて

いるんですね。あと、法律の中での整理についても、ご理解を、法制局の方で理解しているというような整理をしているということになります。

具体的な手法のところ、恐らく、そうですね、やっぱり議論していくと、そういうグレーみたいなのがおのずからひょっとすると出てくるかもしれませんが、基本的にはこのような想定した限りで今は整理されているということでございます。

○篠塚委員 私は、何かそれは非常に作成基準に重要じゃないかと思っているものですから、実際に変更したならば内容ががらっと変わりますよね。そのようなことだと思っていたものですから、ここではそれが入っていませんというのが最初から書かれているので、きちんとそういうふうにも、もちろん議論された上なんでしょうねということです。

○経済社会総合研究所長 私の理解ですけれども、作成基準というのは、ある意味で非常に大枠にならざるを得ない。だけれども、作成基準をつくるときにその推計方法なり、どういう手法で、例えば連鎖を使うのか、そうでないのかというような議論は、多分統計委員会の中で、部会の中で当然議論されないと、おっしゃるような形での作成基準はきちっとしたものにならないんだろうと思います。

ただ、作成基準の中に一つ一つの推計手法まで全部ディテールを決めることが、書くことがいいのかということになると、それはなかなか難しい部分もあるんだろうと。そういう意味で、ここはあくまで法制局と統計法の中身をやりとりするときに、法制局側に対する説明として、こういう感じで説明したというだけで、恐らく作成基準も基本計画も、どんな内容にするかはこれから統計委員会が議論されてお決めになる部分がかかなり多いのではないかなというふうに感じています。

○篠塚委員 ただいまの所長のご説明はよくわかるのですが、具体的に個別の、この手法でやりましょうとか、そうしましょう、そんなこと書かないんですが、どういうことを作成基準で議論するかといったときに概念は大事ですし、推計方法って大事だと思います。それは入っているべきだと思ったものですが、ところが推計方法の選択に関するものは想定しないという文章になっているので、おや、まあと思ったわけでございます。

○経済社会総合研究所長 作成基準をつくる時には当然推計方法とかそういう議論は、特にSNAの場合根幹ですので、議論を当然していくことになるんだろうと私は理解しておりますが、想定していないというのは、作成基準という言葉の中にその多分それを、推計法のディテールまで書き込むのかどうかという意味で想定していないという書きぶりだろうと思いますけれども。

○経済社会総合研究所次長 少し補足します。要はどのような形でSNAの作成方法を公表していくかが論点だと思います。作成手法、あるいは推計手法が作成基準に区分されないからといって公表しないことではありません。内閣総理大臣が決めなければならないような、例えば何年間にわたって動かさないものというものをまず基準として決めておく、さらに詳細な推計方法については、別途、必要に応じて変わることもあり得るとして公表する方針を持つ。1次統計が変わることがありますから、推計方法は変わることがあり得べしということを考える。統計委員会でご議論いただきながら、変更するものについては推計方法等の、もう少し詳細な手法も公表しながら、必要に応じて変えていくという体系考える。これを説明した上で、今担当課長から説明がありましたように、作成基準については、上位の概念的な、大枠について、例えば価格表示の基準を日本では連鎖にするかどうか、SNAとしてサテライト勘定をどこまでその本体に取り込むとか、を決める大枠と位置付けると考えてはどうでしょうか。

これももちろん統計委員会でご審議いただきますし、推計手法の重要な部分についても、もちろんご議論いただきますし、さらに専門委員会などで例えば季節調整法の手法としてセンサス局法がいいのか、それ以外の方法がいいのかもご議論いただいた上で、決めたものは公表し、透明性を確保しながら、アカウントビリティを持ちながらやっていくというのが基本的なスタンスだと考えています。

○貞廣委員長 私の方から何か質問していいのかわからないんですけども、先ほど来のご説明で、新しい委員会は基本的な計画と、それからSNAに関してですけれども作成基準と、基本的な計画はもちろんSNAを含むすべての分野でしょうけれども、そのイメージ、それって基本計画のイメージというのは、いつぐらいになれば少しわかるのか。要するに20年までに大体つくるんですか、2つとも大体同じ時期に。

○経済社会総合研究所長 今のところスケジュールは、新しい統計法の全面施行が21年4月からという、それまでは一部施行ということになっているので、その21年4月には新しい統計法に基づいた基本計画、それが閣議決定されることが望ましいと思っております、したがって、今準備室での議論ですけれども、準備室の段階では来年いっぱいぐらいには少なくとも答申案が出てきて、それをパブリックコメント等含めて、21年3月までには閣議決定していただく。それに従って21年4月の全面施行のときには、その基本計画に基づいてこれからの統計行政をやっていただくというスケジュールかなと思っていますけれども、あくまでこれは準備室段階の議論ですけれども、そういう予定でいます。

○貞廣委員長 議題3までで何かございますでしょうか。

それでは、次の議題、すなわち、もう既に出てまいりましたけれども、作成基準とも切っても切れない議題として、93SNAの改定に向けた動き、作業についての最近の動向ということでご説明を事務局からお願いします。

○企画調査課長 それでは、恐れ入りますが資料4をごらんいただきたいと思います。

93SNA改定に向けた動きということでございます。

参考資料とセットになりまして、特に参考2、それからあと参考3でございますか、これと随時ごらんいただきながら、参照いただきながら進めてまいりたいと思います。

まず、2003年、国連の統計委員会におきまして44の検討項目が了承されたということで、参考2に書いてございますように、ところどころa、b、cとか数字が立ててありまして、より詳細な議論が進んでいるということでございます。

その後、いわゆるC a n b e r r a IIとか、それからBOPCOMということで、国際収支を検討する委員会、そうした専門家会合ですとか、それから専門家のグループAEG等の会合で検討が進められました。

現在、広くドラフト案につきまして、意見を、国連のウェブサイトでコメントを招請しながら、ドラフト案の原稿が執筆されているというところでございます。

2の現在の状況でございますが、本年3月におきまして、国連の統計委員会のワーキンググループから現状報告がなされまして、基本的には丸に書いてございますように、ほとんどの事項で合意ということで、かなりいろいろと、やはり概念上の異議の話などやはり問題ではないかとか、あるいは推計上の、非常にやっぱり基礎的データの問題とか、理論的な観点からどうかというようなご議論もあり、いろいろなところで合意できない部分もございます。

ただ、1つ目の丸にございますように、年金制度につきましては、完全な合意には達していませんが、すべての年金制度のフロー・ストックにつきまして新勘定を設けるという方向では基本的には議論が定まっているということになります。

そして、問題となりますのは、恐らく2つ目の丸の5つの項目ではないかというふうに思いまして、1つ目は、R&D、研究開発支出を資本形成に含めるべきというふうに、一応レコメンデーションという形にはなっているんですが、それについてやはり議論がございます。

それから、2つ目は資本サービスのコストということで、今回は93SNA全体を改変するような大きな改定、改革ではございませんが、非常にこの資本サービス、資本関係についてのやはり重要な改定がございます。特に②、③に書いている議論があるところにつきましては、やはり今後とも議論が行われるのではないかと。

資本サービスのコストにつきましては、生産過程におきます非金融資産から提供する資本サービス、これを明示的に取り出して表章すべきというようなことになっており、OECDのマニュアルがございしますが、その中の、例えばいわゆる準経済的な支払い限度みたいな、そういうようなものを表章すべきというようなレコメンデーションです。

それから③、これも同様な形で、政府等非市場生産者の資本コストということで、当然マーケットの評価というのはございませぬので、どういうふうに計上するかという非常に大きな問題でございします。資本サービスの価値というものは、固定資本減耗だけではなく、その資産の収益率いわゆるユーザーコストの観点から計測して計上すべきではないかと、かなり理論的な観点からのこういう資本コストの計上というものもレコメンデーションとしております。

それから、④の軍事支出でございしますが、SNAの原則にのっとり1年を超えて使用される軍備は資本形成と位置づける。

それから、⑤も非常に悩ましいところでございまして、加工中の財、加工用財でございしますが、この部分を改めて輸出入のところから計上すると。輸出入と申しますのは、結局所有権の移転を伴う場合のみ計上する、そういう原則にあくまでも従って、加工中の財のような外国の自社工場で加工して自国に戻ってくるという財というのは輸出入とせずに計上すべきと。ただ、非常にこれは統計的なステージの問題ということも絡みまして、ご議論のあるところでございします。

そして、3の今後の予定といたしましては、ドラフト案の作成、それからコメントのサイクルを引き続き行いまして、来年の3月において承認を目指すという予定でございします。

2枚目でございしますが、今の私の説明と重なるところもございしますが、簡単にちょっと整理させていただいております。

国連におきますSNAに係る事務局間のワーキンググループというのがございまして、これにおいて報告された内容の要約、先ほどのものをもう少し整理させていただいたものでございします。

下の方にⅢの改定93SNAの勧告内容ということで、どのような議論が行われたということを書き記してありますが、概要のBのところを見ていただきたいと思います。今回の改定というのは、先ほど河野委員のお話もございましたが、SNAの体系の整合性確保と、それからマクロ経済統計の調和を重視したと。グローバル化とか、それから高齢化とか、そうした急速な進展を見ているものを背景といたしまして、主体取引の性格づけとか、特にその、繰り返しになりますが、非金融資産、金融サービスと金融機関、それからあとBOPの問題、

政府と、それから公的部門のいわゆる格付の問題とか、それに焦点を当て、改正になっているということでございます。

やはりリビジョン1ということで、大きな改革ではないということで、計数にどのような影響を与えるかという観点では、貯蓄などの主要計数に影響を与えるものもあるわけですが、基本的には概念の精緻化、それからあと分類や定義の明確化にかかわるものが多いと、こういう点が多いということでございます。

そして、その下の丸を見ていただきますと、注目すべき特徴として、この2つかなということで、先ほど委員のお話あったような、他の国際的な統計基準の分類とか、それから、特にBOPですとかI S I Cとかとの調和とか、それから企業会計、公会計、いわゆるG F Sの基準に近づけた、そういうような整理の方向が見えてきたというふうになっております。

Cの勧告案の協議状況ということでございますが、先ほどの繰り返しになりますので、説明は省かせていただきます。

Dにおきましては、このワーキンググループの基本的な考え方ということで、できれば勧告が円滑に実施されるよう各国の計算部のリソースの現状、日本の場合、私ども非常に厳しい状況にあります。そういう現状や統計の国際的な整合性を高めることへの強いニーズもあるということにかんがみて、ガイダンスを提供するというのが基本的な立場、スタンスでございます。そして、その必要なマニュアルの精査、それから来年の委員会に向けた実施のための戦略を作成するというのが基本的なワーキンググループの考えということでございます。

委員会の方では、先ほど申し上げた項目については、希望といたしましては、以下の整理になっているということでございます。

R&Dについては、多分ご議論あろうかと思いますが、資本形成に含めるという原則は合意、ただ、非常にOECDの研究がされておりますけれども、実施に向けてさらに研究を進めると。

それから、②であります。資本サービスのコスト、これにつきましては、やはりなかなか推計上の、あるいは理論上のご議論もあろうかと思いますが、補完的勘定で資本コストを明示することは任意であるという理解で、勧告は採用されるべきと。

それから、③であります。政府等非市場生産者の資本コスト、これについては、議論を続けると。

④、⑤につきましては、基本的には勧告は採用されるということで、一応ワーキンググループの方でのご議論はこのような形で整理されているということでございます。

なかなか、これから統計委員会あるいはその統計作成部局の方でも検討していくわけござ

いますが、やはり非常に企業会計的な観点とか、それから概念の精緻化といった非常に難しい検討もあり、やはりしっかりと検討を進めなければいけないというふうに考えます。以上です。

○貞廣委員長 ありがとうございます。それでは、引き続きご質問、ご意見、どうぞ。

これ、年金制度のフロー・ストックを示す新勘定、このストックは、私全く知らないんですけども、これは将来年金債務の経済価値みたいな計算書ですか。

○企画調査課長 そういうことです。

○貞廣委員長 わかりました。ラフなイメージですけども、仮に2008年に国連統計委員会で承認がもしなされた場合には、それから省令出すんですか。

○企画調査課長 わかりません。そこは……

○貞廣委員長 それはまた別……

○企画調査課長 微妙な……

○貞廣委員長 それは統計委員会の方でやることね。

○企画調査課長 まさに統計委員会と我々の協議と申しますか、それはなるだけ早くということなわけですが、前回93 SNAのときは、2000年の際の基準改定に全面的に合意したという経緯がございます。

○貞廣委員長 どうぞ、作間委員。

○作間委員 企画調査課長が何か大した改定ではないみたいなことを、ご説明なさっているわけですけども、だんだんSNAが我が国にとってつき合にくい体系になっていくという印象を僕は持っていて、僕の師匠が、実は93 SNAの移行の最初の段階を指揮したわけですけども、師匠が、我が国は68のままで行けというふうに言われていまして、僕そんなに過激ではないんですけども、やっぱりつき合にくいところがいろいろとできてきた、どんどんふえていくように思うんですね。それは統計委員会で、どれを取捨選択というところとちょっと変ですけども、日本としてはこれはとれないという部分を決めてということになるのではないかとこのふうにも思います。

個別に意見を言い出すと切りがないので、先ほど河野委員からご発言があった点と関連するんですけども、企業会計的になっている部分があると。それどうなのか。先ほどの河野先生のご意見では、河野先生は企業会計の方ですから、もしかするとよいことであるという趣旨だったのかもしれませんが、どうも僕は否定的でして、確かにとらえようとしている、記録しようとしている経済活動は同じはずなんですけれども、制度的なものができ上がっていく歴史的過程は随分違っていたわけですね。それで、企業会計の中に出てきた制度がどうも国

民経済計算に対して合うのかということに関しては疑問を幾つも感じております。

1つだけ例を申し上げますと、今回も入っていますけれども、これは68以来ずっと入っている項目ですけれども、のれん、のれんというのは企業がほかの企業を買収したときに、買収金額がその買収した企業の資産額を上回る部分のことを指しているわけですが、それをSNAが買い入れのれんと言っておりますけれども、購入したときだけ、企業買収が行われたときだけ記録される項目ですけれども、確かに企業会計ではそういう項目があるということはわかっているんですけれども、国民経済計算上の概念として適切なかどうかということは昔から疑問、昔、つい最近特に疑問に思っております。

なぜかという、国民経済計算においては、企業Aと企業Bをグルーピングして記録するということは非常によくあることですね、セクタリングして記録するわけですが、そうすると、買収された後で突然そのグループの資産としてのれんが出てくるわけですよ。ある日突然そういう資産が計上されるわけです。それ国民経済計算としては、かなりおかしなことだというふうに思っております。

そのことだけでも、企業会計的であることに関しては、ちょっと国民経済計算としてどうかというのには疑問があるということをおっしゃりたいと思います。

○河野委員 反論することで、私は、企業会計にすべてならえということで、やっぱり企業会計にも目的に応じて合ったコストをとという言葉もありますので、やはり会計実態に合っているそれぞれ違った扱いはあっていいだろう、公会計と企業会計も違っていいところもあるだろうということで、私が似てきたと言うのは、記録測定の原則なんか非常に似てきて、逆に企業会計側がある意味ではSNAに似てきたところがありますが、時価評価というようなところは、かなり似てきているかなと思います。

それから、今の年金のところは、企業会計側の考えを取り入れてきたのかなというんですね。公正価値で年金ストックを評価するというようなところは、測定のところへ企業会計の方が入ってきているのかなということです。

以上です。

○経済社会総合研究所長 せっかくですから、意見を述べさせていただきますけれども、93SNAは、私も作間先生のおっしゃるようにそんなに小手先の改定ではなくて、かなり抜本的なフィロソフィーも含めた改定になっている部分がありまして、これは、日本のSNAどこまでとらえるかという、非常にこれからもっと議論を深めないといけない部分だろうと思います。

私の感じでは、やっぱり欧米流というか、特にアメリカ流の新古典派経済学に物すごく押さ

れていて、その資本サービスの概念だとかそのインピュテーションだとかというのは、物すごくそういう形になっていると。それをもって、ある種国際基準としてアグリゲートした国民経済活動をとらえようという発想はわかるんですけども、本当にそれがいろんな施策に役立つようなツールにきちんとなり得るのかどうかということは相当議論しないと、新古典派が言うように、資本が完全にマレアブルではない世界が現実にあるわけですから、非常に難しい問題だろうと思っております。

ただ、日本の国民経済計算はそこまで以前のところがいっぱいありまして、資本ストックをちゃんととらえていないとか、まだまだ諸外国からおくれているところがいっぱいあるので、まずそういうところからきちっとつくって、日本独自の体系ができるのであれば、その体系をもって国際の場で訴えていかないと、やっぱり向こうの勢力にどんどん押されているというのが現状だろうという気がします。

○貞廣委員長 ほかにございますか。どうぞ。

○篠塚委員 この参考の1というのはまた別途にご説明いただくでございませうか。

○企画調査課長 特に、個別のお話はちょっと捨象させていただこうかなというように思いまして、前回、93SNAを導入する際に、このような表をつくりまして、例えばその右側に各コンセプト、概念についてどういうふうに対応すべきか、そして、その際どういうような理由でこの取捨選択と申しますか、選択を行ったかというような整理について、恐らくは、こういうような明確な形で、やはり国際的な基準を受け入れるわけですので、オープンな形で整理していこうと、そういう形で一覧表をあくまでもご参考にお示しした限りです。

○篠塚委員 ありがとうございます。それで、今たまたまこの参考の1を見ていたものですが、ただいまの資料4で新しい委員会での動きのご説明いただきましたので、この参考1で書かれているときの平成12年から6年もたっているわけですから、新しい、これバージョンアップしたものが出てくるわけですね。そして、今ご説明いただいたけれども、さて、お役所ではこれからどうしようかということは、新しくこれ直されてしかるべき、あるいはもう既に入っているものも幾つかあるのかなというふうに読んだわけです。

例えば、参考の1の2ページにある31番という番号が書いてある政府固定資本形成の拡張、兵器、というのは、今ご説明いただいた④に当たるんでしょうか。軍事支出、どこに当たるのかちょっとわからないんですが、この参考の1で、平成12年の時点で既に31番のようなものは対応が丸がついているとか、その時点で既にもうやっていたものでも、6年たったらどうなっているとかというのは、少なくとも新しいこういうものをつくっていただけたらいいなという

意見でございます。

○企画調査課長 今回の先生のお話の31番、これはぴったりと合っているわけではありません。

○篠塚委員 わけじゃないんですが、どこかに入っているのかなと思って。

○企画調査課長 まさに整理を必要とするような、こういう観点からリバイスする必要があるんじゃないかと。

○篠塚委員 今、例えばいろんな先生方のご意見もありましたけれども、日本的な問題が、日本的な対応、特殊な事情があったりして対応できないとか、そういう理由もちゃんとここにA、B、C、Dと書かれているわけですから、全部雪崩を打ってこうしなくちゃならないというわけでもないので、きちんとこの新しいバージョンアップされた表があればよろしいと思っています。

○貞廣委員長 これは課長さん、あれですね。当時の調査会議で、だから議論をして結論を出したやつ、出した紙ですよ。そういう意味では……

○企画調査課長 はい、そうです。古いというよりおくらせています。アップデートされていない。そういう意味では、余り古いのと変わっていないところが多くて、ソフトウェアのところとか、あるいは連鎖を入れたとか、そこは少し進歩はあったんですが、ほかの部分については、申しわけありません、そういう意味では、適用が、あるいは導入されていないというのが正直なところですよ。

○貞廣委員長 何かございますか。

○作間委員 先ほどの篠塚先生の31番ですけれども、93SNAができたときには、民間移転の可能な資産は、軍が使っているものでも資本形成扱いにしようという趣旨で、これは現在実施されていると思いますけれども、新しい案では、兵器のたぐい、例えば戦闘機のたぐいでも資本形成でいこうということで、もしかすると、その方が統計は作成しやすいのでしょうか、それはどうなんですかというところが1つですけれども。

それからもう一つ、追加したいと思います。

このSNAに準拠するという意味に関していろいろと説明、議論が行われたわけですがけれども、いろいろと検討していくということになったわけですがけれども、国際基準に従うべきものも当然あるんですね。かなり強い意味で従った方がいいという部分も当然あるということをおっしゃって発言しておきたいんですが、それは、外部の公的基準によらないと政治的意味を持ってきてしまうような領域。我が国では、実はほかの検討委員会で議論しておりますけれども、公的部門の設定、格付がSNAとはかなり別の基準で行われていたという経緯があって、

これはちょっと非常に微妙な問題なんですよね。大きな政府とか小さい政府という問題とも関連しちゃいますし、その時々政府の持っているイデオロギーとも関連してしまう微妙な問題で、恣意的に日本ではこんな基準で公的部門を定めるということはしない方がよい。SNAという外部でつくられた基準に忠実に従うべき領域もあるということ認識しておくべきだと思います。以上2点。

○国民生産課長 最初に先生のお話になった民間転用についてですが、どちらが難しいかということですが、明らかに決算書から全部持ってきて、資本形成とする方がデータの的には簡単だろうと思います。実際には93SNA対応したかについてですが、決算書からは事業別でしか拾えないので、つまり財別には拾えませんので、例えばボイラーに当たるとか、明らかに資本形成に転用できるだろうというような財だけを、経産省の方でピックアップしてもらったと聞いています。

よってかなり限定的な財が民間転用されるであろうということだったと思います。その比率をもってSNAでも転用分ということで推計しております。

○経済社会総合研究所長 今の点と2つご意見、これは私見ですが、社会資本については日本の推計のおくれている最たるものの1つです。したがって、その社会資本の中に政府の固定資本形成ですが、兵器を入れるか入れないか以前の問題として、きちっと道路だとか橋だとかすら、きちっとした統計が整備されていないのが現状ですから、それはこれからやっつけていかなきゃいけないことだろうと思います。

それから、先ほどおっしゃった公的部門の格付の問題だと思うんですけど、これは作間先生おっしゃるように、ある種客観性を持った基準に基づいて評価しなきゃいけない、これはもう間違いないことですが、ただ国連の委員会なり、その国際機関でつくった基準が日本にとって本当に客観性を持ち得るのかどうかということは、やっぱり議論しておかなきゃいけなくて、そこはもう一度別にまさに統計委員会がどういう基準で日本の公的な部門についての格付をするか。そのときの一つの基準として国連はこういうふう考えているということで処理をすべき問題だろうと、私自身は思っているんですけども。

○舟岡教授 1点教えてください。資料4の2の現在の状況の⑤の加工中の財について、所有権の移転を伴う場合にのみ輸出入計上すると、この考え方ですと、外国の自社工場で支払う各種の費用については、どういう形の計上が想定されているんですか。

○企画調査課長 恐らくサービスとして……

○舟岡教授 サービスの輸入……

○企画調査課長 輸入ということで計上されると思います。このところは非常に、今の日本のBOPでも結局、貿易統計に準じていますので、関税をとったものですので、この内訳というのはできておりませんので、実務的な問題で非常に厳しいというふうに思われます。

○貞廣委員長 何サービスになるんですか、これ。

○舟岡教授 賃加工という……

○貞廣委員長 賃加工……

○舟岡教授 賃加工だけじゃなくて、原材料も……

○経済社会総合研究所次長 提供している場合もあります。

○舟岡教授 ええ、供給されますよね。

○経済社会総合研究所次長 ですから、想定しているのはEU内の動き、それから米、カナダ間の動き、関税同盟や自動車協定など特別協定がありますから。彼らには通関統計で記録していない部分がちょうど対応するわけです。非常にやりやすいわけだと考えられます。ところが、日本にとっては、国境とその通関が一体ですので、BOPと通関の差異が拡大する問題が起こると思います。

○作間委員 じゃ、関連質問を。所有権移転というのは原則ですけれども、考え方としては、経済活動の実態を反映して記録するにはどうすればいいか。所有権の移転があった場合に、取引として記録することが、一般論として言えばいいだろうということだろうと思いますけれども、現状ではいろいろと例外がある。この⑤に出てきたように、例えば修理が一番わかりやすいと思いますけれども、自動車を修理するためにアメリカの工場に送ったという場合、通関統計に出てきちゃうんですね。だから、輸出入に入れておいてくれた方が統計を作成する側としてはやりやすいんじゃないかと思います。

そのようなこともあって、現状では、輸出入に入っている。でも、所有権移転の原則を徹底すべきではないかという議論が、ここで企画調査課長から紹介があった項目だと思います。あくまでも、経済の実態を反映させるにはどうすればいいかということは基本であって、所有権という法的権利が問題なのかどうかは、僕は疑問に思っております。

実は、ここで反対のケースも、やっぱり今回のSNA改定の話の一つでありまして、⑤の場合は物理的移動はする、物が物理的に移動している、でも所有権は動いていないというケースで、その逆があるわけですね。物理的には物は全然動いていない。でも、所有権は移動する。それを記録するのか。所有権移転の原則を立てれば、どんどん記録しなければだめだと思うんですけども、経済の実態としてどうなのかということは大いに疑問があると思います。

わかりやすいかどうか知りませんが、最近バイオ燃料の話がいろいろとあちこちでありますので、トウモロコシ転がしとかあるんじゃないかと思ひまして、日本の商社がトウモロコシをどんどん買ったり、売ったりしていると。そうすると、多分トウモロコシ本体はアメリカのどこかにあると、物は全然動いていないと、所有権はどんどん動いていく、それ全部輸出入に記録していたら切りがないんじゃないかというふうにするわけでありまして、そこが所有権の移転を絶対的な基準とするべきではないというふうに思っております。以上。

○舟岡教授 ちょっと追加でよろしいですか。⑤に関連してですが、その場合国内の企業が海外に工場等を所有していて、支配下に置いていた場合に、その資産も国内で計上するという事にしませんと整合的じゃないですね。そこは、多分記載されていないということは、外の資産として扱われるんだらうと思うんですが、その整合性がないことについて議論はあったんでしょうか。

○川崎上席主任研究官 この前の3月の国連統計委員会に出席しまして、そのときの雰囲気と言いますと、この件については、IMFのバランス・オブ・ペイメントの統計の委員会の方でも検討されていまして、そちらの方も、こういうのはサービス貿易として扱うという大体意向になっています。

それで、日本のBOP統計作成もとの日本銀行に行く際に意見を聞いてきましたところ、日本銀行でもこういう方向でBOP統計つくっていく方向で検討しているというようなことでございました。

○企画調査課長 恐らく、ユニットと申しますか、単位の関連のところをどういうふうに線引きするかと。結局、今例えば付随単位ということであるわけですが、結局その93SNAでは親会社と分離して扱うべきではないというような話であるんですが、結局まさに今の議論からすると矛盾しているのかなという感じはします。

というのは、結局地域単位での勘定では本社とほかの、他の付随単位ですか、それが地域外にあるときは除外すべきということなんですが、付随会社が海外にある場合と、国内にある場合と、やっぱり扱いが違っているんですね。そこについては、恐らく結果が当然、今所有権の原理主義でいくと、整合性でなくなってくるということに行き着くのではないかなという感じはしています。すみません、私が国際会議に、昨年春出たときは、そういう議論が行われていました。先生がおっしゃるような議論は行われました。

○経済社会総合研究所次長 もう一つ、BOPの改定によって問題が起こる事例は、日本の商社取引で問題が生ずることです。つまり、例えば、アメリカで日本の商社が活動していて、販

売する場合を考えます。営業店がアメリカにあり、販売契約をしたとします。中国で製造し、それをアメリカに納入するとしましょう。現在は商社の手数料しかBOP上輸出として出てこないのが、今回改訂の原則そのまま適用しますと、中国から日本が一度輸入してアメリカに再度輸出するという形を取るようになります。現在はネットの部分だけ計上されているのが、輸出、輸入ともグロスで計上されてしまうということになりかねません。

○貞廣委員長 ありがとうございます。

それでは、次の議題というか最後の議題、もう既に幾つかは議論の中で出ましたけれども、統計委員会の今後の審議について、これは先週の総会でも議論がありましたけれども、それを踏まえて事務局の方から資料5でお願いします。

○企画調査課長 それでは、資料5をお開きいただきたいと思います。今後の審議に向けてということで、まだ統計委員会設置前ということで、こちらから方向性を決めることはなかなかできないわけですが、やはりSNA、今さまざまな議論があるわけですから、やはりこういう議論が必要ではないかというようなことを簡単に整理させていただきます。

まず、統計法において求められる事項ということで、今後どういうことが議論が予定されるかということではありますが、(1)の①を見ていただきますと、先ほど来議論になっております国民経済計算の作成基準の設定に関する調査審議が行われるのではないかとということで、そこに書いてございますように、内閣総理大臣からの諮問、そして統計審議会の審議・答申を行う必要があるんだろうというようなことが予定されます。

それから、②でございますが、何度も出ていますが、基本計画を整備するというところでございますので、その話があるということ、それから、この法律の第55条に統計法の施行状況の方向に関する意見表明への関与ということがございまして、内閣総理大臣、それから総務大臣、または関係行政機関の長に対し意見を述べるということができるとございまして、SNAに限定されるものではございませんが、国民経済計算として、やはり統計委員会の総会ないし関連する部会に意見表明をすることが必要ではないかということがあろうかと思えます。

それから、(2)といたしまして、大きな話であります、国民経済計算を取り巻く環境変化への対応ということで、まずはビジョン1への対応をどうするかという話が当面大きな課題になろうかと思えます。

①の2行目、2つ目のパラグラフにございますように、改定の内容は、先ほどの繰り返しになりますが、年金の負債計上の話とかR&Dの話とか、ちょっとこれは怒られそうですけれども、概念上の大きな変更というものはないと書いちゃっていますが、非常に大きな変更が、可

性能があるわけですが、これについてやはりきちっと議論を賜る必要があるのだろうというふうに思います。

なお、参考といたしまして、93SNA導入に際して数年かけて審議を行ったわけですが、次のページを見ていただきますと、調査会議のもとに幾つかの委員会を設置いたしまして、勘定体系から生産支出委員会まで、このような形で設置いたしまして、ご議論いただき、基本体系部会におきまして、全体としてまとめて導入の可否についてご審議いただいたところでございます。

そして、現在の国民経済計算調査会議、ほかの委員会でございます。どのようなことをやはり継続していただきたいかということを中心に整理させていただいております。

まずは、①でございますが、推計手法を検討委員会の方でご議論いただいておりますが、やはり速報と確報の乖離というものが、昨年のやはりかなり0.9%という下方改定と、看過できない大きさの乖離がございましたので、それを縮小させるような推計方法の改善の話とかがあろうかと。

それから、②にF I S I Mであります。今も参考系列としてお示ししておりますが、本格導入に向けた検討が必要だろうと。

それから、③は長年の課題でございます資本ストックのデータの整理ということで、新たな資本ストック推計に向けた検討というのがやはり重要な、大きな課題だろうと。

それから、④といたしまして、先ほど作間先生よりご指摘ありましたけれども、やはり公的部門というのをどのように格付けていくのかと。具体的なその諸機関の分類をどうしていくのか。それから、今回の話でもありましたが、公会計との調和といったところですね。これがやはり93SNAのリビジョン1等の絡みもありますが、やはり非常に重要なSNAにとっての課題ということで、こういう課題についてはご審議いただきたいということでございます。

それと、最後のページ、今後の審議課題につきましては、まさにこれから10月統計委員会が設置されますので、それ以降の話ということで、やはり今申し上げました課題につきまして適切に検討される委員会が設置されるということが必要ではないかと。そして、そういうものについて関係機関と検討してまいりたいというふうに思っています。

それから、口頭で恐縮でございますが、先週総会が開かれまして、幾つかご議論いただいたのをちょっと紹介させていただいております。

まず、資本ストック検討委員会でございますけれども、やはり無形固定資産、今回のリビジョン1でも重要な課題になっておりますけれども、ソフトウェアとかR&Dというのがやはり検討

の課題だと。既に受注型ソフト、それからパッケージ型ソフトというのは取り込んでおりますが、問題となっておりますインハウスの、これが非常に大きな課題として取り残されていると、こういう問題についての課題というのをやはり今後検討していくべきだと。それは、まさに産業連関表でどう扱うかという議論とのセットになりますけれども、そういう議論が今後必要だと。

それから、データベースに保存されているデータ、それから企業の組織資本等の無形固定資産、まさに企業会計的な発想が強い、色彩が強いわけですがけれども、そういうような計上についての否かという問題についても議論されていますので、検討していくべきではないかと。

それから、あとは全般的な話としては、ユーザーへのアカウントビリティーも今後の課題ということで、かなり私も頑張ってきましたけれども、引き続きそういう説明責任というものやはり課題であろうと。

それから、あとは少々細かい話になりますが、郵政民営化も非常に大きな格付の課題になっていますので、それというのは統計委員会において可及的速やかにQ Eを出すためにも早急に行う必要があるだろうということが、お話がございました。

それから、F I S I Mの話、参考試算値、それからQ Eの早期化など、これまでここ数年にわたりまして改善の作業をしてきたわけですがけれども、そうしたことに対する評価というものやはり必要ではないかと、統計委員会の機能において必要ではないかというようなご議論もございました。

それから、従来から言われている話でありますけれども、平成12年基準、今のデータが94年までしか今ある意味遡及されていないということで、その前とその後で段差ができていますので、ユーザーとして非常に使いにくいということで、長期遡及の議論というのもやってほしいというようなお話が先週今後の議論の中でいただいた次第でございます。

以上であります。

○貞廣委員長 ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見、どうぞ。

○河野委員 口頭で話された総会の中のユーザーへのアカウントビリティーということで、国民経済計算にアカウントビリティーっていうのがあるのかという議論があるんですが、私は大事なことだというふうに常々思っていますが、このアカウントビリティーっていうのはどのようなことで議論になったんでしょうか。

○企画調査課長 恐らくその推計手法の変更の問題ですとか、十分私も説明しているつもりはありますが、なかなかそういった点がご理解されていないというところがあったりとか、そ

れから、あとは今年報なんか冊子で出ているわけですけども、そうしたところの情報提供の工夫のような話の中で出たということでございます。

○河野委員 説明責任ということで、通常会計なんか、企業会計というと、アカウントビリティーというと、1つは企業資金を提供した人たち、グループに対するその管理運用の責任みたいですが、社会会計というか、マクロのこの国民経済計算だとそういうのがないとすると、まさに国民経済計算年報の利用者、それも専門家であると。何かご説明が専門家に対してその説明が不十分であったというような感じなんです、つまり一般の利用者、一般の利用者っていうと難しいんですが、学部の経済学部、つまり経済に関係を持っていない人は一応除くということにして、経済学部の学生とか経営の学生とかが見てわかりやすいというようなものもちょっと今お考えのようですが、その専門家グループと一般の学生たちとはちょっと違うようにも思うんですけども、区別するのか。

実は、なぜそういうこと言っているかということ、やはり先ほどから公会計の話していますが、地方自治体が公会計改革というようなことで貸借対照表をつくって出していると。その専門家にはわかるけれども、一般の人にはわからない。自治体の場合は納税者、一般も見るといような話になる。やはり、専門の、一組みの表出しても、一般の人にはわからないとすると、やっぱり一般の人にわかるようにブレイクダウンするとか、わかりやすいような、それから、一般の人の関心ごとにデータを出すとか、そういうことをする必要があるんじゃないかというように議論があって、国民経済計算もあの厚いのだけですと、本当にどこに何があるかというのもわからないので、何か工夫をされるという意味では、ユーザーのアカウントビリティーということは強調されてしかるべきかなと思います。意見といたしますか。

○貞廣委員長 ほかにどうですか。星野委員、どうぞ。

○星野委員 今後の審議体制のところ、分野別の委員会が必要ではないかというところで、財政というのが出されておりましたよね。これは、前のページの公的部門のところを継続するという意味でしょうか、それとも、もう少し幅広のことをお考えなんでしょうか。

○企画調査課長 基本的には今のものを承継というか継承していただくというところで、やはり、これまさに統計委員会でご議論あろうかと思うんですけども、先ほどから出ています公会計、GFS、非常に重要な課題が迫っていますので、それらあたりがご議論が期待されるということです。

○貞廣委員長 どうぞ、橋本委員。

○橋本委員 ある意味で、ユーザーアカウントビリティーの話の続きになるのかもしれませんが

けれども、きょうは基本的には当然ですけれども、体系の整備ということでずっとお話が来たんで、ちょっとそれの話になるかもしれないんですが、当面できました統計委員会というのは、基本計画の策定とか、そのあたりは大変な作業ですので、それに没頭されると思うんですけども、ただ、今回の統計法の改革の一番の大枠のところは、結局行政のための統計から、社会の情報基盤としての統計ということへ変わったということを考えますと、もうちょっと広い役割が統計委員会というのにはある。

例えば、このきょうの資料2では、この委員会でお配りになるということもあって、今の時点だということもあって、体系の整備というところにも役割をかなり限定されてご説明いただいたんですけども、もうちょっと広いことを最終的にはやっていただきたいなというふうに、これは要望ですけども、思っています。

そのあたり、例えば、その小委員会なんかをおつくりのときにもご配慮いただけたらと思うんですけども、というのは、幾ら体系をよくして非常にいい統計をつくっていても、結局使っていただければ何にもならないわけですし、あともう一つ心配なのは、先ほど、要するに統計、そういう資料出すというのは国民の義務だというようなお話もあったんですけども、そのあたりがちょっとかなり怪しくなっているんじゃないかなという気が個人的にはしています。

例えば、いろいろ推計レビューを受け付けるようにも変わられましたし、それから、総務省中心になられて、電子的な提供のことを随分頑張っておられますけれども、やっぱりその方向なんかもう一踏ん張り、二踏ん張りしていただいた方がいいと思いますし、ちょっと個人的な体験ですが、8月の末にリスボンでありました I S I という統計国際学会ですけども、行ってきて、官庁統計の非常にたくさん発表があるんですけども、そうすると、あるセッションでは中央銀行の総裁がずらっと来て、うちはこんなウェブページつくっていて、何ぼアクセスがあつてついうことを綿々と言われていると。別にアクセス数はあれなんですけれども、それだけ要するにいろんなユーザーが、タイプがいて、この人たちが今何%ふえているとかというところまで把握して、どんどん変えていかれているというのは、やっぱりもちろん情報公開という意味でもいいですし、それからそれだけフィードバックとして返ってくるということを見ると、結局自分たちのためになるわけですね。

それから、別のセッションでは、SNA関係ですけども、SNAの理解を広めていくという、要するにトレーニングして、もっと実務家を育てていくというようなセッションもありましたし、そういった意味で、ちょっと時間かかりますけれども、長い目での教育っていったら

おこがましい言い方かもしれませんが、そんなこともぜひやっていただけたらと思います。

ご存じの方も多いと思いますけれども、内閣府の方は超エリートなんで、そういうのはもうご存じないかもしれませんが、今は学校教育全体かもしれませんが、特に統計学は非常に悲惨なことになっていまして、今小・中・高で、小学校で平均は出るんですけども、それ以外全く出ないんです。中学校、統計学全くありません。高校は、教科書には残っているんですけども、実際の選択率、大体1%か2%です。だから、本当にばらつきとか分散とか標準偏差なんていう言葉を理系の方でも知らない。大学でどれだけ統計とりはるか、かなり危ういんですけども、そういう学生さんの時代になっていますので、もっともっと、例えばそのウェブなんか活用していただいて、もう小学生から教育していただくと。小・中・高の方、ちょっとカリキュラム、時間数はふえるようですので、統計学にどれだけいただけるかわかりませんが、そうなったときは、今度先生方がお使いになる教材というのが要るわけですね。そうすると、リアルデータ、本当のデータが使えるというのを準備しておいていただくと。

もうちょっと言わせていただくと、子供さんもなんですけども、先生方も不慣れな方が多いので、そういうところへもうちょっと啓蒙的にいろんなことやっていただくと、随分すそ野から広がっていくと思うんですね。最終的にはそのあたりまでぜひ統計委員会にやっていただけると、いろんな意味で専門家もふえますし、日本人全体の統計モラルみたいなものも広がってきますし、いいんじゃないかと思います。

○貞廣委員長 ほかにございますか。

○舟岡教授 関連してですが、ウェブでいろんな統計情報を各府省庁提供していますが、やはりいろんなところで工夫されていまして、どの省庁の統計が利用しやすいかというのうー目瞭然なんですね。そういう観点で、私も横断的によくいろいろ使うんですが、内閣府の統計は決して使いやすい、ユーザーフレンドリーな、そういう提供にはなっていない。

例えば、統計でたたかかれているところはそれだけ頑張ろうとしているんでしょうか。例えば農林水産省の統計、アクセスしますと非常に使いやすいです。ユーザーにとって大変情報も多い。そのほか、例えば工夫しているところだと、財務省ですと、いろいろ検索機能持たせて、ユーザーが加工のやりやすいような、そういう提供の仕方をしてるとか、工夫されていますんで、どうも内閣府のポータルサイト、人手もないから仕方ないと思うんですが、長らくどうも改善していないんじゃないかというようにお見受けしてまして、ぜひこれから、お忙しいでしょうが、よくしていただけたらと思います。

○貞廣委員長 ありがとうございます。これぐらいですか。

それでは、貴重な意見どうもありがとうございました。いずれにしましても、今後の審議体制、新しい統計委員会で決められるということですが、内閣府におかれましては、本日の議論を踏まえて、今後の審議体制の参考にさせていただきたいと存じます。

それでは、体系整備委員会、この委員会は本日が最後となりますということもあり、最後になりましたけれども黒田先生。

○経済社会総合研究所長 一言だけ、御礼を申し上げたいと思います。

国民経済計算調査会議は、74年4月に発足以来ずっとご協力いただきまして、日本の国民経済計算体系の整備にはこの会議の設置がなければ今まで進んでこなかったと思いますので、先生方のご助力、ご支援のおかげでここまで来たんだというふうに厚く御礼を申し上げたいと思います。

これからは、統計委員会の中で引き続きご協力をいただきながら、国民経済計算のいろんな問題を扱っていくことになるんだろうとっておりますけれども、先ほど来いろいろいただいていますアカウントビリティの問題とか、パブリック・アウェアネスの問題というのは、私が多分そちら側にいたら、私も同じことを申し上げて、内閣府をとっちめたかもしれないと思っておりますけれども、もう我々も重々、ある意味では問題の所在はわかっておりまして、それをどうやって実現するか、そして、これも私見ですが、大学にいたときと内閣府に来てみたとき、一番認識として変わったのは、本当に統計というものに対する理解が大衆もさることながら、政治家にも非常に少ないですね。もう諮問会議等々で常に皆さんは、エビデンス・ベースド・ポリシーと言われるんですが、そのエビデンスが本当に確かなものかどうかということになると、今までお聞きしてはらはらするようなことがいっぱいあるんですね。そういう意味では、日本がもうちょっと成熟した社会になるためには、統計はどうしても必要だし、もっといいものにしなきゃいけない。それが吉川委員会等々で議論されてきた本当の真意だと思いますので、それを実現していくために統計委員会をつくったわけですから、ぜひ統計委員会でしかるべき形でやっていただくように、我々また統計委員会側に申し入れをしたいというふうに考えています。

それにつけては、やっぱり学会と、それから官僚というか、その統計をつくっている部署との連携というのはもう不可欠なんですね。これは、もうご意見をいろいろいただくと同時に、欲を言えば、単なるコメントじゃなくて、実際に統計つくってみていただくというのを学会にもぜひ要望したいことで、それがないと統計というのはなかなかよくならない。片方で、それ

をユーザーに対してきちっと作り方も説明をして、使ってみていただくと、そこからまた意見をいただくということの循環がうまくいかないと、統計というのは絶対よくならないんだろうと思っております、そういう意味では、ぜひよろしくこれからもご支援賜りたいと思いません。

幸いにして、国会の決議が出たときに、国会議員の先生方、かなり統計法については真剣に議論されました。附帯決議が2つ出まして、司令塔機能をきちっと稼働するようにつくっていきということと、それから統計に関する人材育成が不可欠だということも国会決議の附帯事項になっていますので、むしろそういうことを実現していただくのも統計委員会にぜひお願いしたいと、我々考えておりました、今後ともぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

本当に長い間ありがとうございました。

○貞廣委員長 それでは、おおむね時間となりますので、本日はどうか、本委員会はこれをもって終了させていただきます。どうもありがとうございました。